

**令和8年度「ひょうご子ども・若者応援団」  
ネットトラブル対策体験活動特別助成事業 実施要綱**

## **1 事業の目的**

---

公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）では、深刻化する青少年のネット問題に対応するため「青少年ネットトラブル防止大作戦」を展開しています。その取り組みの一つとして、自然体験活動を行う中で、日常生活でのネット利用を改めて意識させることに着目した事業を支援するため、「ネットトラブル対策体験活動特別助成事業（以下「特別助成事業」という。）」を実施し、青少年の健全育成を推進する。

## **2 助成対象団体**

---

青少年の健全育成を目的として活動を行っている団体・グループ（以下「団体等」という。）であって、次の各号の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 定款又は規約等の会則を有し、代表者又は責任者が明確であるとともに、定款又は規約等の中に、青少年の健全育成に取り組む旨の趣旨が記載されていること
- (2) 5名以上の会員又は構成員を有し、団体等として独立した経理を行っていること
- (3) 兵庫県内に活動拠点を有し、県域で1年以上活動していること
- (4) 宗教活動や政治活動、営利活動を目的としないこと
- (5) 暴力を用いる反社会的行動をしていないこと
- (6) 活動が公共の福祉に反していないこと

## **3 助成対象事業**

---

兵庫県内で行われる青少年育成事業で、次の各号の条件をすべて満たすものとします。

① 参加者数

原則として県内在住の青少年（18歳以下）10名以上が参加する事業であること

② 事業内容

日常生活でネット利用を見直したい県内在住の青少年を対象に、ネット依存対策を組み込んだ1泊以上のキャンプ等自然体験活動を含む事業であること

## **4 助成対象外となる事業**

---

次の各号のいずれかに該当する事業は、特別助成事業の対象から除外します。

- (1) 県から助成を受けている事業
- (2) 他の団体に対する補助・委託を目的とした事業
- (3) メンバーシップ事業  
(一般からの参加者募集を行わず、その団体等の構成員のみを対象とした事業 )
- (4) 青少年本部の他の助成事業との併用実施事業
- (5) 政治や宗教、営利に関わる事業

## 5 助成の金額・件数、事業の対象期間及び募集（申請）期間

---

- (1) 助成金額 1件当たり15万円を限度（千円未満は切り捨て）  
なお、採択された事業にあっても、事業実績対象額が助成交付決定額に満たない等の場合には、助成金額は減額となります。
- (2) 助成件数 3件程度
- (3) 助成金の支払い 助成団体等への助成金の支払いについては、助成団体等から提出された実績報告書を確認したのち、助成金額を確定させ、支払うものとする。
- (4) 事業の対象期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (5) 募集（申請）期間 令和8年3月23日（月）から令和9年2月26日（金）まで  
※件数が達成した時点で、募集終了とする。

## 5 その他

---

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。

公益財団法人兵庫県青少年本部  
「ひょうご子ども・若者応援団」担当

〒653-0036 神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号  
アスタくにづか1番館南棟3階  
TEL 078-891-7410 FAX 078-891-7418  
ホームページ <https://seishonen.or.jp>  
電子メール [ouendan@seishonen.or.jp](mailto:ouendan@seishonen.or.jp)

